

享保二年四月唐船打払之儀ニ付御用番

久世大和守ニ而桂六郎右衛門江御渡被成候御書付

中 村 睦 美

今回紹介する史料は、山口県文書館架蔵の毛利家文庫二八防寇9に収められている「享保二年四月唐船打払之儀ニ付御用番久世大和守ニ而桂六郎右衛門江御渡被成候御書付」である。

形態は、法量縦23・6 cm横16・9 cm、袋綴装、紙撚四穴、本文56丁、料紙は和紙である。

唐船の漂流は、すでに江戸時代初期の寛永期からみられ、打払いの対象にされていた。享保期になると、萩藩や支藩の長府藩の領海にも頻繁に現れるようになった。本史料はその中の一例である。

内容は、表題の享保二（一七二七）年四月から享保八（一七三三）年までの唐船に関する打払い等について、御用人（老中）から主に公儀人脇座へ書付の控である（享保二年十二月十九日は久世大和守から〔於江戸〕、享保三年六月朔日は井上河内守から〔於小倉〕、享保四年十二月朔日は戸田山城守から〔於国元〕の指示）。

この書付は、毛利家文庫の防寇18「唐船事御書付」から取捨選択して引いたものが多い。例えば御下札は萩藩・支藩長府・小倉・筑前の順で記されているが、ここでは小倉・萩藩の順であげたものが多い。その照査はまだである。

今回の防寇9の唐船打払之儀の書付を表にした。

年	月日	内容	渡役	拜受者
享保二	四月廿一日	唐船打払之儀	久世大和守重之	桂六郎右衛門勝相
	八月三日	唐船之儀	久世大和守重之	福岡藤左衛門政尚
	十二月十九日	唐船之儀	小笠原右近将監忠雄	福岡藤左衛門政尚
	十二月廿八日	唐船之儀	戸田山城守忠真	殿様（吉元）
享保三	三月八日	唐船打払之儀	久世大和守重之	福岡藤左衛門政尚
	四月十三日	唐船打払之儀	戸田山城守忠真	桂六郎右衛門勝相
	五月七日	唐船打払之儀	井上河内守正峯	桂六郎右衛門勝相
	六月朔日	唐船之儀	小笠原右近将監忠雄	粟屋与一右衛門晴之
	六月廿八日	八幡之儀	戸田山城守忠真	桂六郎右衛門勝相
	九月十二日	唐船并八幡人之儀	井上河内守正峯	末近九左衛門忠次
	十一月廿八日	唐船并八幡之儀	井上河内守正峯	
享保四	六月十三日	八幡人之儀	井上河内守正峯	桂六郎右衛門勝相
	十二月朔日	唐船打払之儀	日下部丹波守博貞	村上又右衛門 松田勘兵衛
享保五	七月九日	唐物買請候儀	石河土佐守政郷	福岡藤左衛門政尚
	七月十三日	唐船之儀	井上河内守正峯	福岡藤左衛門政尚
	七月廿八日	唐八幡等之儀	井上河内守正峯	福岡藤左衛門政尚
	十二月四日	唐船打払之儀	戸田山城守忠真	末近九左衛門忠次
享保八	六月二日	唐船之儀	水野和泉守忠元	井原藤兵衛師勝

今回紙面の関係上、享保二年と抜け荷の対処の事等の享保三年六月廿八日、十一月廿八日（抜け商を捉えて拷問したこと等は九月十二日にある）と享保四年十二月朔日、享保五年七月九日と享保八年六月二日を翻刻した。

なお、翻刻に当たって、原文に次のような操作を加えた。

〔凡例〕

一本来は原文の体裁に従って改行すべきであるが、紙面の都合上、現行では詰めた。

一翻刻に当たり、本文中に適宜句読点（、）と並列点（・）を付した。

一変体仮名（江、而、者、茂、与）等は、原文では小さく書かれているが、同じ大きさにした。

一欠字、平出は原文通りとせず、紙面の都合上、前の文字・行に続けた。

一文中の誤字・脱字については、訂正・挿入してあるものを入れ切った。

一頁の終わりは（）で印した。

一「唐船事御書付」の漢字・仮名・助詞を補って読むものなどは異同を記さない。明らかに異なる場合のみ「」とする。

〔表紙〕

享保二年四月、唐船打拂之儀ニ付御用番久世大和守ニ而桂六郎右衛門江御渡被成候御書付

〔本文〕

享保二年四月廿一日

唐船打拂之儀ニ付而御用番久世大和守様ニ而桂六郎右衛門江御渡被成候御書付、左之通

覚

一 小倉領・筑前領・長門領右三領申合、常々差出候番船等者不及申、関「船など大船相交船数多く出之、唐船を地方より取巻滞留不仕様ニ可致候、尤取巻候共出船いたし候、船路を取切候品ニ而者無之候、右唐船警固之様子見候而、早々出帆いたし候ハ、其通ニ而可差置候事

一 藍嶋・六連嶋之邊に唐船かゝり有之候ハ、三領一同ニ申合警固之船出し可申候、若筑前領か長門領之内ニ片寄、二領程遠く候ハ、其領主計ハ船を出し警固可申付候、尤其趣近国ニも申通し領分境ニ番船出し置、若唐船相見へ候ハ、早速警固之船を出し候様ニ用意可有之候事

一 警固之船を見候而唐船不残出帆候とも、面々領分手寄之浦或ハ嶋ニ、右船を差置唐船立戻り候ハ、早々追払候やうニ可申付事

一 右船を出し候儀、常々之船とハ品も替り、船数之儀相應ニ可申合候、尤鉄炮大筒も用意有之、唐船ハもしかと目ニ立候様ニ取計へき事

一 一万唐人共々手むかい候節ハ、大筒ニて船を打つふし候而も不苦候、逃散候ハ、追拂船を留候には不及候事

以上

唐船漂流之儀ニ付而、小笠原右近将監江別番書付之趣可相心得旨申渡候之間、面々領分海上江唐船漂流候ハ、此書付之通相心得、追船等増之きひしく可被申付候、右近将監被承合、萬端可被申談候

享保式年八月三日

唐船之儀ニ付久世大和守様ニ而福岡藤左衛門江御渡被成候御書付、左之通

筑前白鳥・長門ふたおひの外海人唐人繫船いたし、折々日本船四五艘程添居候様ニ相聞江候間、最前「唐船追船之儀相達置候得共、先其儀ハ見合、筑前領・小倉領申合右相添候、日本船見掛候ハ、乗組候者とも、早速捕させ可被申候、召捕候ハ、長崎奉行江可被相渡候、尤長崎奉行も其趣相達置候、召捕候船ハ目立不申様ニ小船差出可被申候、右召捕候」已前、其地并於近邊堅沙汰無之やうニ可被申付候、此段松平肥前守・小笠原右近將監江も相達候間、弥三領申合無油断召捕候様ニ可被致候、毛利右京江も右之趣相心得候様、可被申達候、以上

八月二

享保貳年十二月十九日

唐船之儀ニ付久世大和守様ハ被差出候御書付、小笠原右近將監殿ニて福岡藤左衛門江御渡被成候思召寄之下札共ニ左之通
覚

一唐船近ク見及候へ者、只今迄ハ番船ニ差出候へとも、此儀まつ相止、唐船とくと船を懸候を見届可申事、但日本人ぬけ商懸候者相改候番船ハ、唐船へ見へさる様ニ差出し可申事
小笠原右近將監殿存寄下札、左之通

御書付之趣承知仕候、唐船近ク見及候へハ、只今迄ハ番船差出し候へ共、此儀先相止、唐船とくと船を懸候を見届可申事、御書付之通奉得其意候、日本人ぬけ商懸候者相改候番船ハ、唐船へ不見やうニ差出候儀ハ、前々ハ此御書付之趣ニ致形申付置候

此御方思召寄之御下札、左之通

御書付之通可申付候

一唐船滞留候ハ、天氣能時を見計ひ、鯨舟かつこうの小舟ニ大筒打候者」式人程つゝのせ、四五艘程出し鉄炮にて打せ可申事

右近將監殿御下札、左之通

御書付之通可申付候

此御方御下札、左之通

大筒五十めハ百目迄之玉目ハ、御書付之通之小船ニて御座候

共、一艘ニ一挺ハ打せ可申候、一艘ニ二挺ハ難打せ」奉存候

一右之船数ハ唐船壹式艘之時之手當ニ候、若十艘余も一所ニ有之候ハ、三領申合舟を出し打せ可申候事

右近將監殿御下札、左之通

御書付之通奉得其意候、若十艘余も一所ニ有之候者、三領申

合船差出可申候」

此御方御下札、左之通

御書付之趣奉得其意候

一右大筒ハ二三拾目玉の抱之筒にて打せ可申哉之事

右近將監殿御下札、左之通

御書付之通承知仕候、二三十目玉の抱ノ筒二挺つゝ小舟ニの

せ候而打せ可申候」

此御方御下札、左之通

御書付之趣致承知候、二三拾目玉の抱え筒二挺つゝ小舟ニのせ候て打せ可申候

一舟たな板を打抜候事ニても無之、舟の上廻りを打破り候へハ能候事

右近將監殿御下札、左之通

唐船漂流之儀前以申上候通、三領之間場所ニハ荒波之所ニ候へハ、御書付之通「船之上廻り計を打破候儀難仕御座候、然共いたし形可有御座哉、此段在所江申越僉議仕らせ、追而可申上候

此御方御下札、左之通

御書付之趣致承知候、唐船上廻り計打破候儀難仕候、殊荒波之上玉行難計御座候

一日之中ハ小船ニ候共、商舟ニかわり候船をハ「見咎可申哉、其上鉄炮打せ候舟小船ニて舟数も無之候へハ、其様子唐船ハ見すかし候事もいかゞニ候、旁以夜中天氣能時打せ可然哉之事

右近將監殿御下札、左之通

御書付之趣承知仕候、夜中天氣能時鉄炮打せ候儀成不申事御座候、乍然夜中之儀とてもいたし形ニて「打せ申儀も成可申哉、此段在所へ申越僉儀仕せ、追而可申上候

此御方御下札、左之通

御書付之趣致承知候、日之中之様ニハ有御座間敷候へ共、夜中ニても空晴候時ハ打せ申儀可相成と奉存候

一唐船必打潰候様ニとの儀ニても無之候間、「船のもやう見知られざるやうニ余り近クへ乗寄候事ハ無用ニ候、しかと目當ニのり不申候而もくるしかるましく候、大概をつもり打せ可然哉之事

右近將監殿御下札、左之通

御書付之趣委細承知仕候、前之ニケ条在所へ申遣いたし形申越候ハ、其上ニて此段ハ存寄可申上候」

此御方御下札、左之通

御書付之趣致承知候、大概をつもり打せ申候ハ、唐船追拂之為ニ可相成哉与奉存候、然共一通り打せ候上なくてハ難計奉存候

一鉄炮放懸候以後、唐船はせ出シ退散候ハ、少々ハ追かけ打せ可然哉、長ク追候事ハ無用ニ候事」

右近將監殿御下札、左之通

御書付之趣承知仕候、鉄炮打懸候以後、唐船はせ出シ退散候ハ、時之見合にて少々ハ追懸打せ可申候、長ク追候事ハ無用ニ可仕旨、御書付之通奉得其意候

此御方御下札、左之通

御書付之趣奉得其意候

一寫々又ハ山の出崎など近ク唐船相見」候ハ、百目以上の大筒を仕懸置打せ可申哉、但シ程遠ク候ハ、玉筋も違、唐人ともをとし計候様ニ存候而ハいかゞニ候間、拾七八丁ハ遠クハ用捨可然哉、尤右陸ハ打せ候大筒者日之中打せ可申哉之事

右近將監殿御下札、左之通

御書付之趣委細承知仕候、陸ハ大筒日之中打せ申候儀、其場所ニよりいたし形可有御座奉存候、尤夜中大筒打せ之儀ハ難仕御座候、此段も在所へ申遣、追而可申上候

此御方御下札、左之通

御書付之趣致承知候、嶋々又者山近ク唐船寄候ハ、打せ之儀可相成と奉存候

已上

船之上廻り計を必打せ申せとの「事ニてハ無之候、棚板ニ限上廻りニても何方成共打申せとの儀ニ候

小笠原右近將監殿存寄下札、此所ニ書付候

御書付之趣承知仕候、船の上廻り計を必打せ申せとの御事ニ
てハ無御座、棚板に不限上廻りニても何方成共打申せとの御
儀ニ候旨、成程御書付之通ニてハ何方成とも打申事いたし安
キ儀ニ奉存候、尤打申儀時之見合可有御座奉存候」

此御方御存寄御下札、左之通

御書付之通ニ御座候へハ致安キ儀ニ奉存候、猶其場之見合可
有御座と奉存候

一此儀唐船をとくと目當ニのせ候て、打申事ニても無之候、波風静
成とき船を出し申儀罷成、唐船之在所知レ候ハ、鉄炮放懸候儀
も罷成候、畢竟「玉込ニて舟之近邊へ打懸候得者能候事

右近將監殿御下札、左之通

御書付之趣承知仕候、唐船を得与目當ニのせ候て、打申事ニ
ても無御座候由、成程夜中ニても波風静成時船を出し申儀罷
成、唐船之在所知レ候へハ、鉄炮放懸候儀罷成候、畢竟玉込
ニて船を近邊へ打懸申候儀ハ、仕安キ事に奉存候

此御方御下札、左之通

御書付之趣致承知候、必打潰申せとの御事ニても無之、畢竟
退散仕段々漂流相止候へハ、相濟事ニ御座候間、御尤奉存候」

覚

一近年九州筋唐船漂流へ度々有之、當夏以来唐船數艘小倉近ク迄も
入込候程之事故、筑前・小倉・長府三領江被仰付、例ニかわり船
をかきり稠敷追拂申したる事ニ候、右度々唐船漂流致候儀ハ、
近年相渡候」信牌南京表ニて被差留候故、無詮方ぬけ商賈を心懸
候かと被察候処ニ、其以後當秋ニ至り、信牌を領シ船數段々長崎

江入津致事候、然共尔今九州邊唐船滞留いたし候儀不相止候、只

今迄之通ニて差置候てハ、後々唐船滞留之事長シ者候共、減可
申事有之間敷候哉、當秋ハ信牌をも返シ渡、唐船數十艘長崎入
津いたし候砌ニ候へハ、一兩年之内唐船追拂之儀今一きわ強ク致
シ、其上日本人ぬけ商心懸候者之吟味も猶又被仰付候者、唐船滞
留之事しかと減可申哉、夫ニ付此已後」唐船滞留候ハ、鉄炮ニ
て打拂候様ニ可被仰付哉之事

一唐船打拂之様子心持ハ、別紙之通ニても可有之、哉、存寄可申上
事

以上」

享保式年十二月廿八日、唐船之儀ニ付於御白書院、殿様江御老
中御列座ニて御渡被成候御書付、左之通

唐船滞留之節追拂之儀、別紙御書付之趣を以各相談可被申付候、」
委細ハ右近將監ニ被仰合、小笠原遠江守所江可申遣旨被仰出候間、
猶又遠江守江も可被申談候

近々長崎江御目付として渡邊外記被遣候、外記儀三領之内江到
着迄ハ追拂見合可申候、唐船江番船差出候儀ハ、此節ハ相止、

唐船ゆる／＼滞留候を見届候様ニ可被申付候事

覚

一唐船近ク見及候へハ、只今迄ハ番船差出し候へとも、此儀まつ相
止、唐船とくと船を懸候を見届可申候、」尤日本人ぬけ買心懸候
者相改候番船ハ、唐船へ見へさる様ニ差出し可申事

一唐船滞留候ハ、天氣能時を見計ひ、鯨船かつかうの小舟ニ大筒打
候者二人程充のせ四五艘程出し、鉄炮ニて打せ可申事」

一右之船數ハ唐船一二艘之時之手當ニ候、若十艘余も一所ニ有之候

ハ、三領申合、船を出し打せ可申事

一 右大筒ハ二十目玉の抱の筒ニ而打せ可申事(留之)

一 船之上廻り計を打せ申事(留之)ニても無之候、何方成とも打せ可申事

一 日之中ハ小船ニ候共商船ニカハリ候船をハ見答可申候(留之)、其上鉄炮打せ候船小船にて船数も無之候へハ、其様子唐船ノ見すかし候事もいかニ候、夜中天氣静成時船を出し、唐船の在所知れ候ハ、

鉄炮放懸可申候、畢竟玉込にて船の近邊へ打懸候へハ能候事

一 唐船必打潰し候様ニとの儀ニても無之候間、船之模様見知られざるやうニ余り近くへ乗寄候事ハ無用ニ候、しかと目當にのり不申候而もくるしかるましく候、大概を積り打せ可然(留之)事

一 鉄炮放懸候以後、唐船はせ出し退散候ハ、少々ハ追かけ打せ可申候(留之)、長ク追候事ハ無用ニ候事

一 嵩々又ハ山の出崎など近く唐船相見へ候ハ、百目以上之大筒を仕懸置打せ可申候事(留之)

但程遠く候ハ玉筋も違、唐人共(留之)おとし之様ニ存候てはいかニ候間、十七八町より遠くハ用捨可然候(留之)、尤右陸ノ打せ候

大筒ハ日之中打せ可申事(留之)

以上

十二月

覚

一 渡邊外記事小倉・下関・若松ニても暫滞留いたし、唐船追拂之やう子最初一度ハ可致見分事

但外記事唐船滞留之領分に不居合候とも、何方ニ成とも三領の内ニ在之事ニ候へハ、外記(留之)罷越候を相待ニ不及追拂可申事

一 外記事三領之内ニ在之候間ニ、唐船追拂之儀無之長崎江罷越候、

以後三領之内ニ唐船滞留候ハ、長崎表外記所へ注進致し、外記罷越候て追拂之様子見分候様(留之)可仕候、若長崎へ注進往来日数カゝり、彼是手間入候てハ追払差支申儀も可有之候間、必外記を相待申事ニても無之候事、

以上

十二月

享保三年六月廿八日

八幡之儀ニ付戸田山城守様ニて桂六郎右衛門江御渡被成候御書付、左之通

覚

一 唐船持渡之諸色抜賣仕賣買之もの今以不相止不届ニ候、向後賣元不慥難敷品有之候ハ、不相残於訴出ハ、僉儀之上其荷物可被下、尤抜賣仕者有之由沙汰承候共、是又訴出段同類たりといふ共、其科をゆるし御褒美被下也、其上あたをなさる様ニ可申付候、若存ながら不申出もの有之於、同露頭者急度可行(留之)罪科事

一 海上ニて唐船見懸候ハ、縦行違等候共、唐船与はるかに間を隔可罷通、尤唐船カゝり有之近邊ニ同様ニ船カゝりいたし候ハ、遂僉儀可被行罪科候間、国々所々におゐて西国・北国往来之船持候者共へは、常々急度可申付事

右之趣堅被申渡置外ノ相知さる已前、面々領知支配下ノ相改出候様無油断可被申付候、若違犯之者有之時ハ、伺候上仕置可被申付候、以上

戊六月

享保三年十一月廿八日

唐船并八幡之儀ニ付井上河内守様ニて御渡被成候御書付、左

之通

唐船海上ニ見懸候ハ、間を隔可罷通候、并唐船と同様ニ舟かゝり不可仕趣當夏被仰出候、最早右之御觸国々「廻船之者迄も可致承知候間、此以後唐船漂流之節番船之者ニ申付置、若右之品相背候船於有之者、相改うたかハしき儀も候ハ、召捕可申候、但ふと參懸候様子ニ候ハ、湊引入船中荷物委相改、其上ニて通し可被申候、以上」

十一月

去比大坂町奉行所ニて唐物ぬけ商之者召捕候付而、同類共国々江申越段々被差出候へ共、面々手前が改被出候との儀ハいまた届無之候、當六月書付を以相達候趣も「候處、いかゞ被相心得候哉、先頃被差出候者大坂ニて相知候、少計之儀ニ候、年来之事ニ候得者、ぬけ商之者餘多可有之候間、西国・中国筋津々浦々、人之多く集候所ハ平日無油断被致吟味、他領之者ニてもぬけ商ニたつさハリ候者ハ召捕、大坂町」奉行・長崎奉行両所之内、手寄次第可被相届候、尤召捕候ものを被出候ニハ不及候、以上

十一月

享保四年十二月朔日

唐船打拂之儀ニ付、於御國元日下部丹波守殿被仰渡候御書付、左之通

但於御國元討拂間違有之、戸田山城守様ニて右之御書付御尋被成候付、書付差上候事」

一肥前・長門之沖ニ唐船漂流之儀度々打拂被仰付候へ共、帰帆不仕与相見候、鉄炮打懸候而も、只今^(註)之通ニてハさのミ痛不申与相聞へ候、先達而於長崎表石河土佐守申渡候通、此以後ハ追拂候時、

今迄ノ玉目を増候歟、何とそ玉四ツ五ツニても唐船痛候様ニ可罷成「哉之夏

一唐船を取巻船数出候ハ、いかやうにも船之痛申候様可相成候へとも、同敷者舟数少ク出シ唐船が追船与見しらさるやうニとの事一可相成程ハ夜中ニ打拂度儀ニ候へ共沖ニ有之時歟、又ハ天氣之様子ニ日之中ニても打拂候ハ、船数を増シ大筒・小筒取受、無違間打すくめ可申候、右之通手當テ仕、万一唐船及破損、唐人とも海上^(註)漂流仕、自然地方近ク流寄り候とも、身命相救候儀無用たるへく候、勿論溺死唐人死骸、或ハ船具等流寄候ハ、追而「可被申聞候

一唐船一艘ニても、或ハ三四艘ニても漂流候共、先ハ手寄^(註)之船壹艘を右之通打拂可申候、乍去外之船猶豫も候ハ、同様ニ打拂候様ニ可仕候夏

一唐船洋中ニ類船も無之日本船を相待、類船有之跡ニ漂流之儀も可「有之哉、其程^(註)可致勘弁事

別紙

近比ハ遙洋中ニて帆影も陸ノ不相見候所ニて、唐船江日本船附候而、致抜商候段相聞候、此儀唐船より買取候事ハ洋中之儀ニも可有之候へとも抜商相仕廻、日本船相退候」而ハ地方江付、右抜商致し候、荷物兎角陸江取揚賣拂可申事ニ候、左候者其時節も可有之儀候半哉、尤右之日本船^(註)常躰之小船之様子ニも有之間敷、荷物等入置候仕形も可有之候、心付候ハ、左様之躰も相知可申事候、随分情を出し召捕」候様作略可被致事」

享保五年七月九日

唐物買請候儀ニ付長崎御奉行石河土佐守殿ニて福間藤左衛門

江御渡被成候御書付、左之通

於御領分端物・菜種・砂糖等之唐物致賣買候事、問屋商人等重大坂・堺・長崎より買請候儀いか様ニ致し買請候哉、右之仕形委細書付可被差出候、以上

七月

享保八年六月二日

唐船之儀ニ付水野和泉守様ニて井原藤兵衛江御渡被成候御書

付、左之通

唐船漂流近年大方相止候様子ニ候處、當春ニ至而又々漂流之儀三所々々相達候、就夫打拂之事此節緩ニ候而ハ、只今迄之手當も無詮様成候間、別而無油断可被相心得候、以前も相達候通、到洋中ハしかと領境与申儀も有之間敷候へハ、洋中ニ漂流之唐船ハいつれ之領も成共見かけ次第」早速打拂候様、此段專一ニ可被心得候

(なかむらむつみ)

『地域文化研究』第二二二号 (二〇〇七・三)

〈第22回大会報告〉

旧長府藩士口羽家の歴史と伝来文書について

利岡俊昭

上御用所記録書抜 唐船打拂事 長府之部

中村睦美

城下町柳川と北原白秋の見た風景

荒木正見

―場所論的考察―

田上菊舎『手折菊』註解(二)

倉本昭

【報告】

「梅光学院大学博物館所蔵の八重山関係考古遺物」

島袋綾野

【資料紹介】

翻刻・藤山一雄『東邊紀行』(二)

佐藤睦子

藤山一雄の初期博物館論

犬塚康博

―「五十年後の九州」の「整へる火山博物館」―